



伊豆大島ジオパーク保全・活用計画 全体計画

2017 年 10 月 策 定

2021 年 11 月 一部改訂

伊豆大島ジオパーク推進委員会

目 次

1. 伊豆大島ジオパーク保全・活用計画について	1
1-1 計画の策定目的	1
1-2 計画の構成と位置づけ	1
2. 伊豆大島ジオパークにおけるジオサイト等の全体構成.....	2
3. 伊豆大島ジオパークの保護・保全の現況.....	5
3-1 自然公園法	5
3-2 天然記念物、史跡・旧跡、無形民俗文化財、有形文化財.....	8
3-3 森林法	10
3-4 鳥獣保護区	10
3-5 海岸法	11
3-6 人々の暮らしの知恵による保全	11
4. 伊豆大島ジオパーク保全計画	12
4-1 保全対象	12
(1) ジオ資源（地形・地質）：ジオサイト	12
(2) 生態資源（動植物）：生物サイト	12
(3) 文化資源（生活・文化・文学・産業等）：文化サイト.....	13
(4) 防災・減災資源（災害痕跡・防災施設等）：防災・減災サイト.....	13
4-2 保全方針	14
(1) 自然の推移に委ねる	15
(2) 適切な維持管理を行う	15
(3) 資源の価値を広める	16
5. 伊豆大島ジオパーク活用計画	17
5-1 ジオサイト等の活用方法	17
(1) ジオツーリズムにおける活用	17
(2) 学校教育や生涯教育における活用	18
(3) 防災教育における活用	18
(4) 地域産品のジオパークブランド化	18
5-2 活用のマナー・安全確保のための周知	19
5-3 活用していく上でのルールづくり	19
5-4 他地域との連携	19

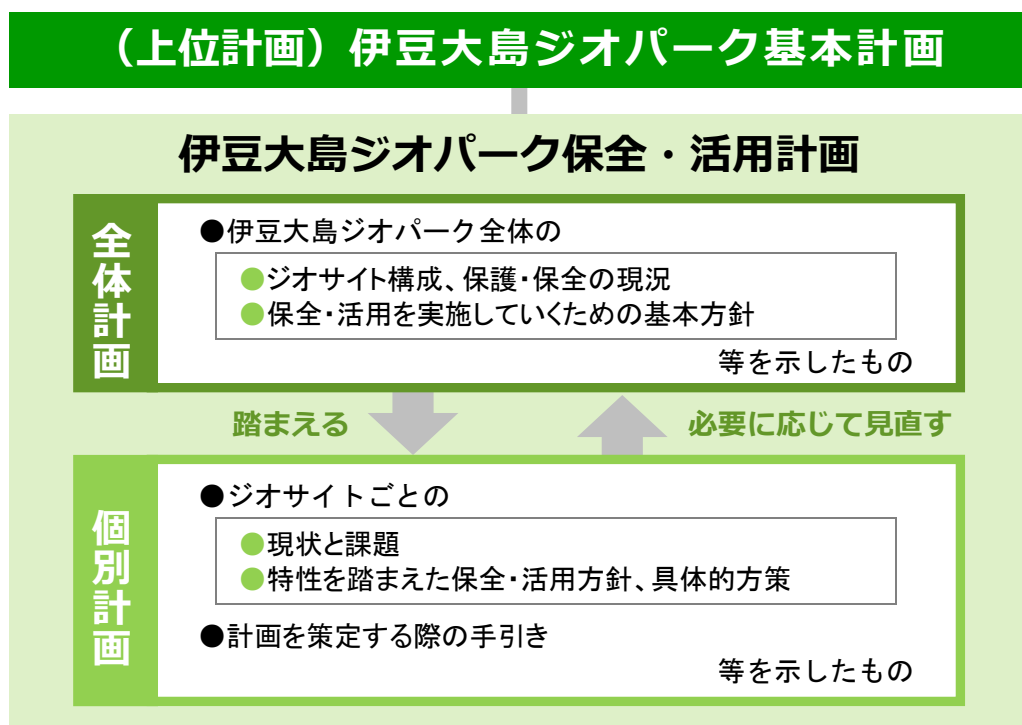
1. 伊豆大島ジオパーク保全・活用計画について

1-1 計画の策定目的

- ジオパークでは、将来にわたり地球の恩恵を受けながら持続可能な地域社会を実現させるために、地域の地形・地質と、それに由来し育まれた生物・生態系や人の歴史・文化・暮らし等の、貴重な地域資源の保全と活用を両立させる方策を検討し、実施していくことが求められています。
- ジオパークで行われるべき保全に関する基本的な行動目標を示した「日本ジオパークネットワーク保全に関する指針（案）」（2016年10月14日）において、資源に応じた保全計画を作成し、保全活動を行っていくことが定められています。
- 「伊豆大島ジオパーク保全・活用計画」は、このジオパークの理念に基づき、当ジオパーク内の地域資源を保全・活用するための基本方針やよりよい具体的方策について、関係者や島民の意見を反映させながら明文化し、情報公開することによって、島民の共通認識のもとに協働で、着実かつ継続的な実践活動を推進することを目的として策定するものです。

1-2 計画の構成と位置づけ

- 『伊豆大島ジオパーク保全・活用計画』は「伊豆大島ジオパーク基本計画」（平成29年3月）において、「保全保護活動を推進」するために、具体的な実施目標として策定が位置付けられているものです。その構成は「全体計画」と「個別計画」からなり、以下のように整理されます。



2. 伊豆大島ジオパークにおけるジオサイト等の全体構成

伊豆大島ジオパークにおけるジオサイト等の全体構成は表 2-1 のとおりです。

表 2-1 伊豆大島ジオパークにおけるジオサイト等の全体構成

■ジオサイト Geological sites

地形・地質学や、地球科学の見地から重要とされる地形・地質資源

	項 目	エリア	評価	概 要
1	山頂カルデラ	山頂カルデラ	国内	陥没カルデラ、水蒸気爆発、火砕流
2	1951-50 年噴火 溶岩原	山頂カルデラ	地域	1950-51 年噴火、表砂漠、アア溶岩
3	安永溶岩丘群	山頂カルデラ	国内	パホイホイ溶岩、テュムラス
4	1986 年噴火 A溶岩流	山頂カルデラ	地域	1986 年噴火、アア溶岩、クリンカー
5	三原山(三原山山頂中央火口)	山頂カルデラ	国内	1777-78 年噴火、中央火口丘、溶岩餅、
6	大型のアグルチネート岩塊	山頂カルデラ	地域	1986 年噴火、アグルチネート
7	ホルニト	山頂カルデラ	国内	1950-51 年噴火、ホルニト、溶岩トンネル
8	三原新山/三原山山頂中央火口	山頂カルデラ	地域	火砕丘、火孔
9	剣ガ峰	山頂カルデラ	地域	1777-78 年噴火、火砕サージ、スパター
10	1986 年割れ目噴火 B 火口列	山頂カルデラ	国際	1986 年噴火、割れ目噴火
11	1986B 溶岩(LB)/ジオ・ロックガーデン	山頂カルデラ	国際	1986 年噴火、割れ目噴火
12	裏砂漠	山頂カルデラ	国内	砂漠、1986 年噴火、スコリア、火砕サージ
13	温泉ホテル駐車場露頭	山頂カルデラ	国内	新期大島層群、流紋岩質火山灰、鍵層
14	赤ダレ	山頂カルデラ	地域	1777-78 年噴火、赤色スコリア、岩脈
15	1986 年割れ目噴火C火口列/1986C 溶岩(LC)	元町	地域	1986 年噴火、割れ目噴火
16	長根	元町	地域	1338 年?噴火、割れ目噴火、元町溶岩流
17	赤禿	北の山	地域	スコリア丘、赤色スコリア
18	愛宕山	北の山	地域	側火山、極相林、愛宕神社、滑走路建設
19	乳が崎/野田浜	岡田	地域	岡田火山、パホイホイ溶岩、溶岩アーチ
20	石の反橋	泉津	地域	1552 年噴火
21	地層大切断面	野増・間伏	国際	スコリア、火山灰、マントルベッティング
22	砂の浜	野増・間伏	地域	黒砂、ウミガメ産卵
23	岳の平	差木地・クダッチ	地域	1421 年?割れ目噴火、側火山、スコリア丘
24	イマサキ	差木地・クダッチ	国内	マグマ水蒸気爆発、爆裂火口丘、タフリング
25	トウシキ海岸	差木地・クダッチ	地域	マグマ水蒸気爆発、海食崖、ボムサッグ
26	波浮港	波浮港	国内	爆裂火口、マール、津波、風待ち港
27	カキハラ磯	波浮港	地域	マグマ水蒸気爆発、ボムサッグ、火山豆石
28	筆島/筆島海岸	波浮港	国内	筆島火山、海食、岩脈

■生態サイト Ecological sites

火山活動によって形成された地形・地質を基盤とした、海洋島ならではの多様な生態資源(動植物)

	項 目	エリア	評価	概 要
1	1986 年噴火A溶岩流植生遷移	山頂カルデラ	国内	隣接する 1951 年、1777-78 年噴火溶岩地帯と比較
2	再生の一本道	山頂カルデラ	国内	植生遷移
3	カルデラ内のサクユリ	山頂カルデラ	国内	伊豆諸島固有種、東京都レッドリスト(植物: 島しょ部) 絶滅危惧Ⅱ類
4	椿		国内	椿の防風林、椿トンネル
5	桜株・オオシマザクラ	泉津ほか	国内	オオシマザクラの象徴、1552 年噴火のキブカ、国指定特別天然記念物
6	シイノキ群叢	泉津	国内	スダジイの極相林が発達、国指定特別天然記念物
7	海浜植物群落	泉津	国内	大島公園海岸遊歩道(国特別天然記念物)、トウシキ海岸、サンセットパームライン

■文化サイト Cultural sites

多様なジオ資源(地形・地質)と密接に関わりがある、島民が伊豆大島で育んできた暮らしの知恵・生活・文化・文学・産業などの資源

	項 目	エリア	評価	概 要
1	三原神社	山頂カルデラ	地域	三原神社
2	必殺必勝の岩	山頂カルデラ	地域	第二次世界大戦の歴史
3	滑走台跡	山頂カルデラ	地域	昭和初期の観光
4	下高洞遺跡	元町	国内	島内最古の遺跡、ツバキの化石、東京都指定史跡
5	竜ノ口遺跡	野増・間伏	国内	東京都指定史跡
6	鉄砲場の岩陰遺跡	泉津	国内	東京都指定史跡
7	役行者窟	泉津	国内	行者窟火山、役小角、流入、東京都指定史跡
8	八幡神社	岡田	地域	正月祭、天古舞、為朝伝説、流入
9	波治加麻神社	泉津	地域	日忌様
10	吉谷神社	元町	地域	三原大明神の拝所、正月祭
11	薬師堂	元町	地域	1552 年噴火の鎮静祈願
12	大宮神社	野増・間伏	国内	スダジイの極相林が発達、東京都指定天然記念物
13	春日神社	差木地・クダッチ	国内	イマヌキ群叢、東京都指定天然記念物
14	波浮比咩命神社	波浮港	地域	三宅記、「事代主命」の妃、波浮大明神
15	ハマンカー(元町南/元町北)	元町	地域	元町南・北の井戸跡
16	旧港屋旅館	波浮港	地域	波浮港の歴史、踊り子の里資料館
17	旧甚の丸邸	波浮港	地域	波浮港の歴史

■防災・減災サイト

自然現象の理解を深め、災害の脅威や教訓を伝え、防災・減災意識の醸成・向上に活用できる災害痕跡や防災施設等

	項 目	エリア	評価	概 要
1	大宮沢溶岩導流堤	野増・間伏	国内	世界初の溶岩導流堤
2	大金沢堆積工	元町	地域	火山泥流、透過型ダム
3	オリットの石垣	山頂カルデラ	地域	1950-51 年噴火溶岩流の堤防

3. 伊豆大島ジオパークの保護・保全の現況

3-1 自然公園法

- 伊豆大島では一部の集落地を除いて多くの範囲が、自然公園法に基づき富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域）に指定されています（1955年4月1日、伊豆七島国立公園に指定。その後、1964年7月7日富士箱根伊豆国立公園に編入）。国立公園内に分布しているジオサイト等は、特別保護地区、第1～3種特別地域、普通地域のいずれかに該当し、それぞれ規制の程度が異なっています。
- 伊豆大島の火山地形を最も特徴づけている、三原山を中心とする山頂カルデラ一帯は、厳正な保護を図るため特別保護地区に指定されています。
- 特別保護地区に隣接する奥山砂漠、三原山カルデラ壁南部頂端部の地形、海岸線の発達した海食崖や海岸植生等の良好な自然状態を多く保持している地域は、特別保護地区に次いで規制の厳しい第1種特別地域として、また、山麓部の広い面積が第2種特別地域、または第3種特別地域として保護されています。

地域地区	面積 (ha)
特別保護地区	1,082
第1種特別地域	589
第2種特別地域	1,798
第3種特別地域	3,926
普通地域(陸域)	1,452
陸域合計	8,847

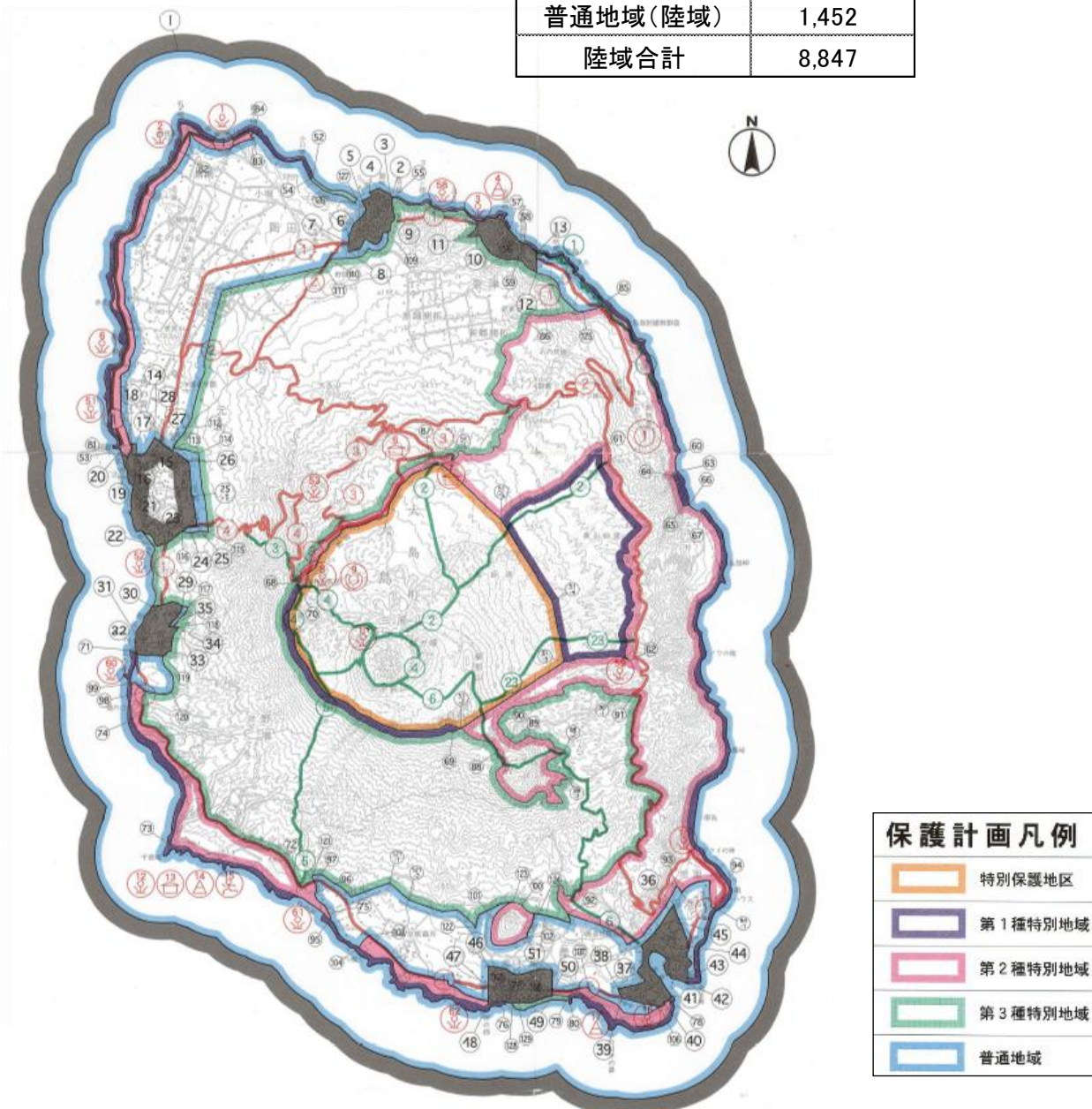


図 3-1 富士箱根伊豆国立公園（伊豆大島）公園計画図

＜補足：保護計画凡例および指定区域＞

○特別地域

優れた自然の風景地の風致を維持するための地域。工作物の新・改・増築、樹木の伐採、鉱物や土石の採取、河川・湖沼の取水・排水、広告の掲示、土地の埋立・開墾、指定植物の採取、施設の塗装色彩の変更などの行為には、許可が必要。

「特別保護地区」

特別地域のうち、景観を維持するために特に重要な地区。樹木の損傷、動物の捕獲及び放鳥獣（家畜の放牧を含む）、植物の採取・損傷・植栽・播種、物の集積・貯蔵、たき火、道路及び広場以外の場所での車馬の使用についても、許可が必要。

「第一種特別地域」

特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であり、現在の景観を極力保護することが必要な地域

「第二種特別地域」

特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域

「第三種特別地域」

特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域

○普通地域

特別地域や海域公園地区に指定されていない自然公園の地域。大規模な工作物の新・改・増築、特別地域の河川・湖沼へ影響を及ぼすこと、広告の掲示、水面の埋立・干拓、鉱物や土石の採取、土地の形状の変更などの行為には、届出が必要となる。

3-2 天然記念物、史跡・旧跡、無形民俗文化財、有形文化財

○表 3-1～3-4 に示したとおり、伊豆大島には、文化財保護法、東京都文化財保護条例、大島町条例によって指定されている天然記念物、史跡・旧跡、無形民俗文化財、有形文化財があります。

○天然記念物、史跡等に指定されたものについて、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法または条例により、文化庁長官（国指定）、東京都教育委員会（東京都指定）の許可を要するなどの規制があります。

表 3-1 天然記念物（国・東京都指定）一覧

区 分		名 称	位置	指定年月日
国指定特別天然記念物	1	大島のサクラ株	泉津	昭 27(1952). 3.29
国指定天然記念物	1	シイノキ山のシイノキ群叢	泉津	昭 26(1951). 6. 9
	2	大島海浜植物群落	泉津	昭 26(1951). 6. 9
都指定天然記念物	1	野増大宮のシイ樹叢	野増	昭 14(1939).12. 2
	2	差木地の大クス	差木地	昭 14(1939).12. 2
	3	春日神社のイヌマキ群叢	差木地	昭 33(1958).10. 7
	4	潮吹の鼻	泉津	昭 14(1939).12. 2
	5	おたいね浦の岩脈と筆島	波浮港	昭 15(1940). 2

表 3-2 史跡・旧跡等（東京都・大島町指定）一覧

区 分		名 称	位置	指定年月日
東京都指定	旧跡	1 役行者窟	泉津	昭 3(1928). 3
	史跡	2 竜ノ口遺跡	野増	昭 3(1928). 3
	旧跡	3 秋廣平六墓	波浮港	昭 3(1928). 3
	史跡	4 鉄砲場の岩陰遺跡	泉津	昭 33(1958).10. 7
	史跡	5 大島下高洞遺跡	元町	昭 61(1986). 3.10
	史跡	6 武田信道および家臣供養塔並びに屋敷跡	野増	昭 31(1956). 3. 3
大島町指定	史跡	1 元町のハマンカー（浜の川）	元町	平 28(2016).10.20
	史跡	2 赤穂義士遺児 間瀬定八の墓	元町	平 28(2016).10.20
	史跡	3 力士 大嶋傳吉碑（記念物）	岡田	平 28(2016).10.20
	史跡	4 栗本佐次朗記念碑（てりこの碑）	岡田	平 28(2016).10.20
	史跡	5 波浮港 開港の碑	波浮港	平 28(2016).10.20
	考古資料	6 下高洞遺跡出土 縄文時代早期平坂式無分尖底深鉢土器 2 点	元町	平 28(2016).10.20

表 3-3 無形民俗文化財（東京都・大島町指定）一覧

区 分		名 称	位置	指定年月日
東京都指定	1	吉谷神社の正月祭	元町	昭 33(1958).10. 7
	2	岡田八幡神社の正月祭	岡田	昭 33(1958).10. 7
大島町指定	1	野増大宮の十二座神楽	野増	平 8(1996).11. 1

表 3-4 有形文化財（東京都指定）一覧

区 分		名 称	位置	指定年月日
東京都指定	1	観世音菩薩立像等 7 軀	元町	昭 33(1958).10. 7
	2	小袖桔梗文金糸繡文字入総模様 1 領	元町	昭 33(1958).10. 7
	3	小袖松竹梅鶴亀繡文総模様 1 領	元町	昭 33(1958).10. 7
	4	銅鏡 1 面 菊花散双鳥文	野増	昭 33(1958).10. 7
	5	銅鏡 1 面 花輪違鳥蝶文	元町	昭 33(1958).10. 7
	6	銅鏡 3 面 松喰鶴鏡 蓬萊双鶴鏡 菊枝双鳥鏡	元町	昭 33(1958).10. 7
	7	天文 21 年修薬師供養法木札 1 枚	元町	昭 33(1958).10. 7

3-3 森林法

○伊豆大島では地域森林計画対象民有林面積は 4,740ha となっており、そのうち 513ha が保安林に指定されています。

○保安林指定区域では伐採行為が制限されるとともに、その他の土地の形質の変更についても都知事の許可が必要となるなどの規制があります。

○地域森林計画対象民有林では、土地の取得、立木の伐採、一定規模以上の開発行為を行う場合、届出または許可等の手続きが必要となります。

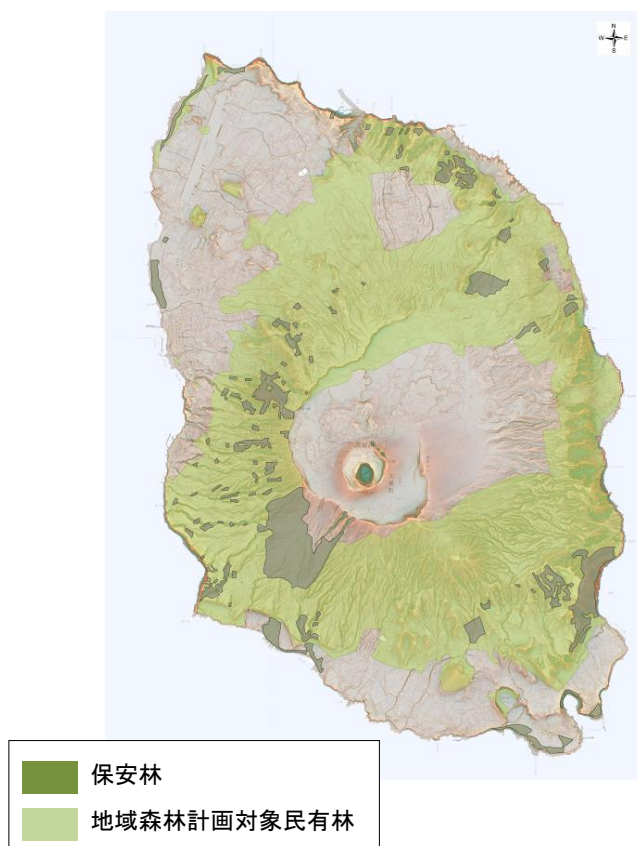


図 3-2 保安林及び地域森林計画対象民有林位置図

3-4 鳥獣保護区

○東京都指定の鳥獣保護区として大島泉津鳥獣保護区（面積 470ha）が指定されています。

○鳥獣保護区内においては、狩猟を行うことはできません。

○関連して大島泉津鳥獣保護区の全域は IBA（Important Bird Areas, 重要野鳥生息地）に選定されています。



図 3-3 鳥獣保護区位置図

3-5 海岸法

○海岸法は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、これをもって国土の保全に資することを目的としています。

○都道府県知事は、防護すべき海岸に係る一定の区域を「海岸保全区域」として指定することができ、海岸保全区域の占用の許可、行為の制限（土石の採取、施設の新設及び改築、土地の掘削・盛土等）など行っています。

○伊豆大島における海岸保全区域の延長は、24,514m（平成26年度末）です。平成29年3月、東京都は「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」を定めました。基本計画では自然的特性や社会的特性などの特徴を踏まえて「防護・利用推進ゾーン」、「環境保全・利用ゾーン」に区分して海岸整備の方向性を定めています。

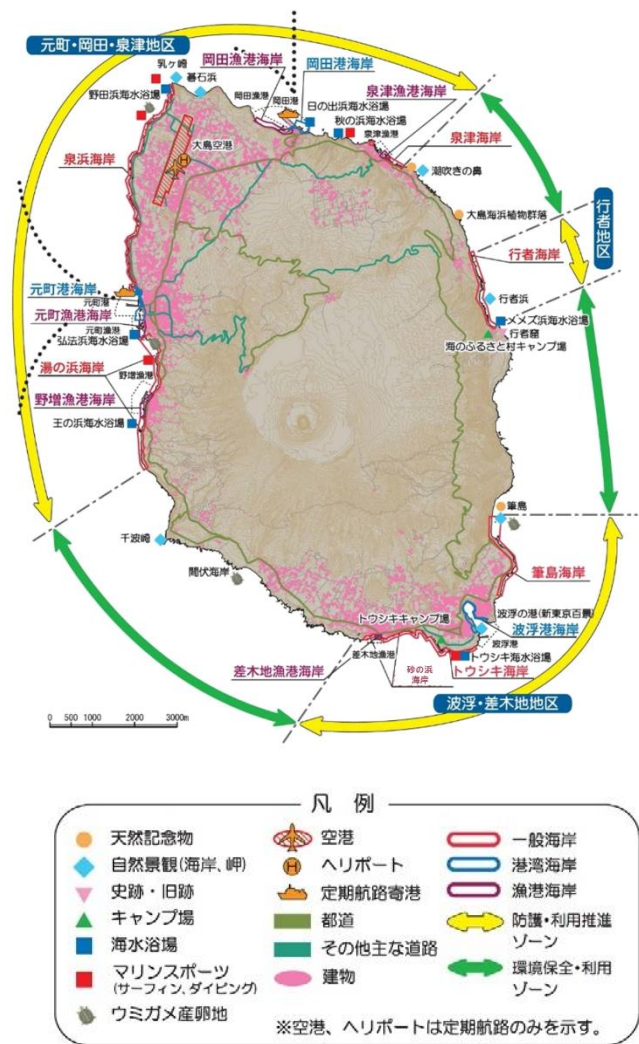


図 3-4 海岸ゾーンと地区区分

3-6 人々の暮らしの知恵による保全

上記の法律等が制定される以前から、伊豆大島では自家燃料や納付品としての薪や炭作りが行われていました。そのための樹木伐採は、枝ぶり・周辺の植生状況などを勘案のうえ、荒廃・枯渇することのないよう慎重に選別が行われていたと言われています。

生活のために必要であったカルデラ内のある種の植物の採取も同様、人々の暮らしの知恵によって自然も守られてきたという歴史があります。

4. 伊豆大島ジオパーク保全計画

4-1 保全対象

伊豆大島ジオパークの保全対象は以下のように整理できます。これらについて、各資源の特性に応じて適切に保護・保全をすすめます。

- (1) ジオ資源（地形・地質）
- (2) 生態資源（動植物）
- (3) 文化資源（生活・文化・文学・産業等）
- (4) 防災・減災資源（災害痕跡・防災施設等）

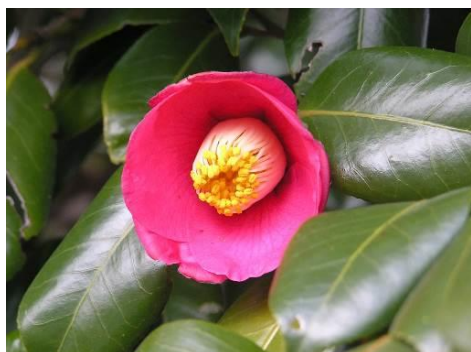
(1) ジオ資源（地形・地質）：ジオサイト

○地形・地質学や、地球科学の見地から重要とされる地形・地質



(2) 生態資源（動植物）：生物サイト

○火山活動によって形成された地形・地質を基盤とした、海洋島ならではの多様な生態資源（動植物）



(3) 文化資源（生活・文化・文学・産業等）：文化サイト

○多様なジオ資源（地形・地質）と密接に関わりがある、島民が伊豆大島で育んできた暮らしの知恵・生活・文化・文学・産業など



(4) 防災・減災資源（災害痕跡・防災施設等）：防災・減災サイト

○自然現象の理解を深め、災害の脅威や教訓を伝え、防災・減災意識の醸成・向上に活用できる災害痕跡や防災施設等



大宮沢溶岩導流堤



土砂災害崩壊斜面（2016.08.19 撮影）

4-2 保全方針

○伊豆大島の火山活動によって形成された多様なジオサイト等は、今後の火山活動による影響予測、防災・減災意識の醸成や向上の基礎となると同時に、生物の多様性、さらには島民が育んできた文化の多様性の基盤となるものです。したがって、将来にわたり地形・地質の多様性を維持し、希少価値の保存に努めます。ただし、観光客および島民の安全確保のほか、観光資源として活用することも踏まえ、防災上必要な安全対策をしっかりと実施した上で、保護・保全に取り組む必要があります。

○その上で、全体計画ではジオサイト等の保全方針を以下の3つに整理しました。これらの方針に基づき、個々のジオサイト等の保全計画を「個別計画」において検討します。

○より深い科学的な理解とともに地球と人間との関わりを学び、持続可能な社会の実現を目指して教育活動やジオツーリズムに活用するために、個々のジオサイト等に、その価値を損なわないよう手入れをし、良好な状態を維持していくための具体的な方策を計画化します。

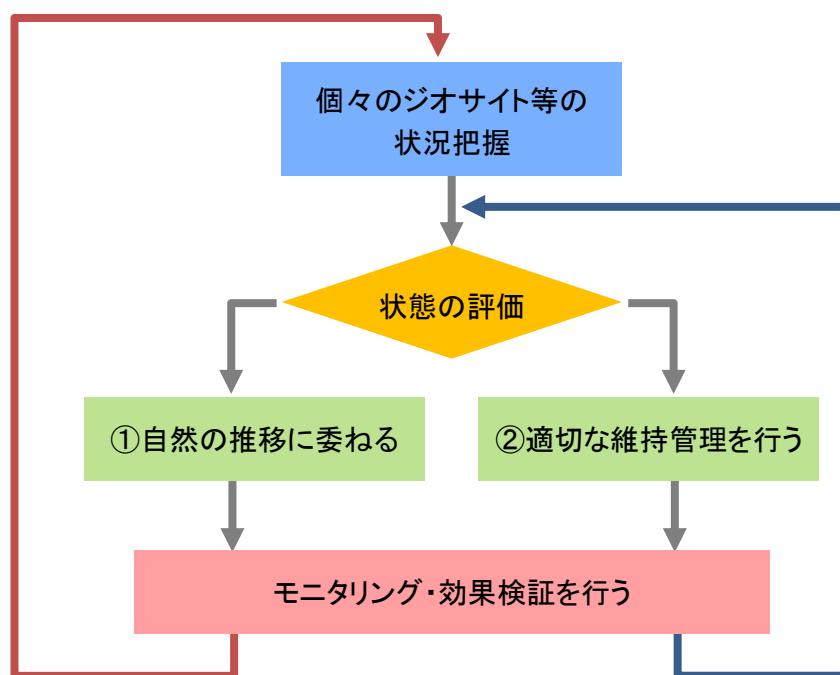
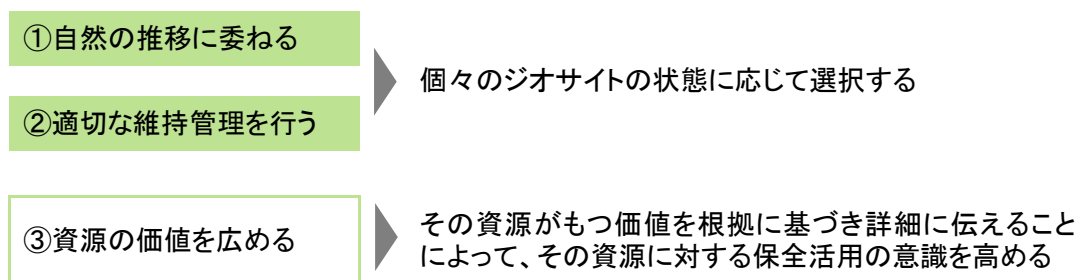


図 4-1 個々のジオサイトの状態把握に基づく保全方針の考え方

(1) 自然の推移に委ねる

- 多様なジオサイト等は、火山噴火等の地球の営みによって今後も変化し得るものであるため、自然の推移に委ねることを原則としつつ、開発、毀損、採取などによる人為的な損傷・劣化、改変の無いように保護・保全に努めます。
- 特に保護・保全が必要な資源については、環境省と連携しながら自然公園法による公園計画や公園管理計画の位置付けの中で適正に保全していくほか、文化財保護法、東京都や大島町による条例、その他の関連する法律や条例等によって保全の担保性を高めるよう努めます。
- 自然の推移に委ねる選択をしたジオサイト等については、学識者・島民・関係機関とその後の推移やモニタリング情報を共有しながら、効果検証を行うことも検討します。

(2) 適切な維持管理を行う

①眺望景観の確保のための維持管理

- ジオサイト等を構成する個々の資源を眺望する場において、背丈の高い草本類、その他の低木類が繁茂して、ジオサイト等の観察や活用に支障が生じ、島民および関係者間で検討の上、草刈・刈り払いが必要になった場合は、島民（草本等の所有者等）及び関係機関が連携する等の協力をし、定期的な草刈り・刈り上げ等の管理を行い、優れたジオサイト等の眺望景観を確保するように努めます。
- 島民および関係者間で協議の上、眺望景観の確保よりも、背丈の高い草本類、その他の低木類などの繁茂そのものの保全に合意した場合は、人の手を加えず、経年変化や植生回復に委ねることも検討します。
- 適切な維持管理を行う選択をしたジオサイト等についても、学識者・島民・関係機関とその後の推移やモニタリング情報を共有しながら、効果検証を行うことも検討します。

②貴重な資源を良好な状態に保つための維持管理

- 地域資源のなかには、維持管理をしなければ時間の経過とともにその価値が低下したり、資源そのものが忘れ去られたりしてしまう場合があります。例えば、風雨にさらされて少しずつ浸食されていく地層や溶岩の表面、植生の繁茂により埋もれていく遺跡や祠などです。そのほか、希少な生態資源や文化資源が破壊・盗掘されるなど、資源喪失の可能性もあります。
- このような資源に対しては、管轄部署が主体となり可能な限りの対策を検討実施しますが、その際には、島民及び関係機関が連携する等の協力をして対策を行います。

③ジオサイト等を安全に利用するための維持管理

○ジオサイト等を利用する際の危険箇所や利用施設等について、管轄部署が主体となり、定期的に点検し、崩壊箇所の修繕、手すりや柵、看板等の利用施設の補修など、安全な利用を確保するために維持管理を行います。また、安全設備の機能確認等の日常的な維持管理もあわせて行います。

④その他の維持管理

○文化資源は復旧復活が困難な素材や技術で作られたもの、現代の生活や風土にそぐわずに伝承・継承困難な状態になっているものがあります。

○このような資源をはじめ、個別のジオサイト等において特別な維持管理することが必要な場合は、そのジオサイト等を維持管理すべき理由、範囲、手法等の具体的な維持管理のあり方について島民・関係者・関係機関で十分に検討し、意見を計画や活動に反映させううえで適切な維持管理を行います。

(3) 資源の価値を広める

○地域資源の多くは島民にとって日常の一部であり、その価値を改めて認識することなく利用されている場合があります。島民や来訪者に対して、資源の希少性や重要性等の価値を理解してもらい、保全意識を高めるとともに、資源を将来にわたって保全・活用していけるよう、資源の価値について周知・広報を積極的行います。

○文化資源については、ジオパーク活動の中で島民の方々との協働によって活用しながら、その価値を広く伝え、島民の方々の生活の中で継承されていくように努めます。

○文化資源の中には既に島民の生活の中では継承することが難しいものもあります。それらの資源についてもジオパーク活動の中で活用しながら、島民や来訪者の記憶の中で伝えていくことに努めます。

5. 伊豆大島ジオパーク活用計画

「伊豆大島ジオパーク基本計画（平成 29 年 3 月）」に記してあるように、当ジオパークでは、「地球活動を正しく理解し、地球上の全ての生き物とともに安全で平和に生き続ける、未来を拓く人を育み」、「人と想いをつなげ、協働できる島をつくる」ことを目指して、ジオサイト等を様々な方法で活用していきます。

5-1 ジオサイト等の活用方法

ジオサイト等を構成する地域資源を将来にわたって保全することを前提としながら、活用のためのプログラムを立案し、持続可能な活用を図ります。

具体的な活用方法として、以下のような場面が考えられます。

- (1) ジオツーリズムにおける活用
- (2) 学校教育や生涯教育における活用
- (3) 防災教育における活用
- (4) 地域産品のジオパークブランド化

(1) ジオツーリズムにおける活用

地域資源の希少性や重要性を真に理解するには、単に目に見える物体・現象のみではなく、そのものがそこに在る意味やその特徴を生み出したプロセスを考え、知ることが重要です。ジオツーリズムは、ジオガイドとともに実際にジオサイト等を巡り、周囲にある環境・風土、歴史・背景も含めたストーリー性をもってそれを読み解くことによって、また、五感を使って体感・体験することによって、興味関心を喚起させ、楽しみながら資源の価値や魅力をより深く味わっていただくことをねらいとした観光形態です。

当ジオパークでは、多様なジオツーリズムプログラムを通して、それら資源の価値を広めて保全活動を推進するとともに、その魅力を味わいに訪れる観光客を増やし、持続可能な地域経済の発展につなげていきます。



(2) 学校教育や生涯教育における活用

各地域資源をテーマとして、その分野の専門家や地元有識者、ジオガイド等を講師に迎えた講座や現地観察会等を開催し、島民が地域資源に対する正しい理解を深める機会を積極的につくります。それによって、地元への誇りと愛着が深まるとともに保全意識が高まり、また、地域資源を上手に活用する地域特性に適した暮らしや産業、島内外の人が地域の魅力を楽しむ仕組み等が育まれることが期待できます。



(3) 防災教育における活用

地球活動の痕跡が読み取れる豊富な資源を活用した防災教育プログラムを実施し、自然現象がもたらす豊かな恵みと災害とそのメカニズムを知り、自然との適切な付き合い方や、地域特性に応じた備え・暮らしの知恵・危険回避行動等を科学的根拠をもって学びます。それによって、災害発生の危険性をいち早く察知し、自らの判断で行動し命を守ることができる災害対応力を育みます。



(4) 地域産品のジオパークブランド化

ジオパーク活動を通じて地域経済が発展していくよう、既存商品や新規商品開発のジオパークブランド化を行います。伊豆大島で育まれた農林水産物等の素材や商品の製法・加工法等について、ジオサイト等との関連性を科学的根拠に基づいて明らかにし、ストーリー性をもって地域ならではの長を併せて提供することによって商品価値を高めます。



5-2 活用のマナー・安全確保のための周知

- 伊豆大島では一部の集落地を除いて多くの範囲が国立公園に指定されています。国立公園のルールとマナーについても広報誌やパンフレット、web サイトを通して周知し、自然や他者に思いやりを持って接することができるよう、意識向上に努めていきます。
- 私有のジオサイト等を利用する際には、利用に際する連絡やミーティングを事前に行い、当日も挨拶を徹底するなど、所有者や管理者と良好な関係を築くことも重要です。
- 上記のルールとマナーのほか、利用に伴う事故の発生を防止し、安全・快適にジオサイトを利用するための配慮事項（ジオサイトを利用する際の服装、危険な動植物、携行薬品、緊急時の対応方法や連絡機関等）についても関係者・関係機関で共有化を図ることが望まれます。

5-3 活用していく上でのルールづくり

ジオサイト等の活用に際して、オーバーユースによる荒廃や不適切な車両の進入等がみられる場合、将来にわたってジオサイト等を良好な状態を保ち、持続的に利用していくために、必要に応じてジオサイト等毎に利活用のルールを設定します。

ルールづくりに際しては、島民・関係者・関係機関で十分に協議し、合意形成を図った上で運用を行うことが必要です。

○ジオサイト等における利活用の範囲の設定

貴重な地形・地質資源や動植物の生育・生息範囲における、利用を行うフィールドや範囲の設定、車両の進入範囲、施設の整備範囲、立ち入り制限箇所の指定等

○利活用の時間帯・時期の設定

安全な利用のための時間の設定、野生動物の繁殖期の利用を避けるなどの利用期間、利用時間に関する利用の規定。ジオサイト等によってはフィールドや施設に入場する際に、ガイドの同行を義務づける等

5-4 他地域との連携

ジオサイト等の利活用に際しては、伊豆諸島の島々、伊豆半島地域におけるジオパーク活動など、近隣地域との連携や情報交換等を推進し、よりよい取り組みを模索し続け、持続可能な保全・活用体制の確保に努めます。